

意匠

(1) 意匠登録願

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	〇〇〇〇〇〇
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【意匠に係る物品】	〇〇〇〇〇
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3丁目4番3号 意匠株式会社内
【氏名】	創作 次郎
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代表者】	創作 花子
【電話番号】	0 3 (3 5 8 1) 1 1 0 1
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	1 6 0 0 0
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	〇〇〇〇〇〇
【意匠の説明】	〇〇〇〇〇〇

役職名のみでよく、氏名までは記入不要です。

識別番号は、番号が付与されている人のみ記載します。識別番号の通知を受けていない者は【識別番号】の欄は設けないでください。

「円」や3桁ごとの区切り点(,)は記入しません。

※「新規性の喪失の例外規定」の適用を受けるためには、【整理番号】の下に下記の特記事項が必要となります。

【特記事項】 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願

※出願時に「秘密意匠」とすることを請求する場合、【意匠登録出願人】の【電話番号】の下に下記の欄を設け、「1年」、「24月」のように、3年以内の期間を、年又は月の単位で記載します。手数料として出願料と別に5,100円が追加で必要となります。

【秘密にすることを請求する期間】 3年

(2) 図面

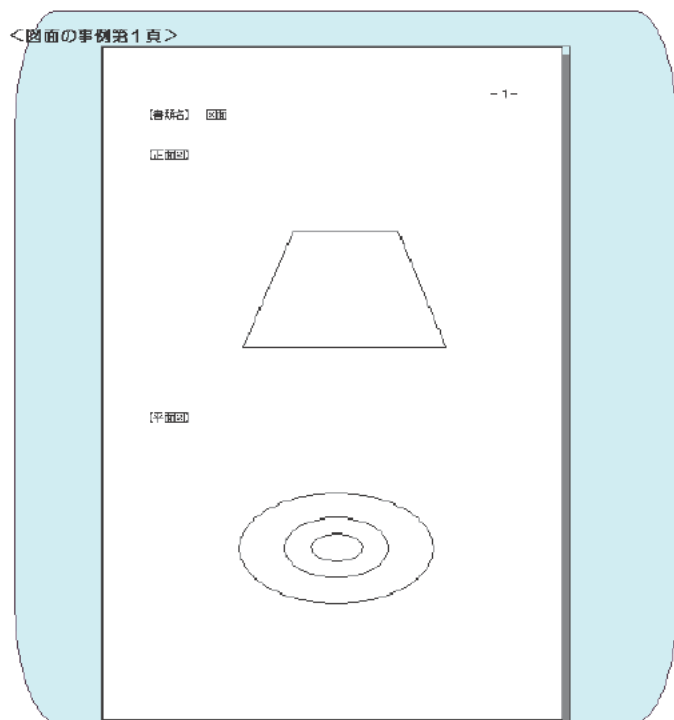
立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもって記載します。例えば、正投影図法による六面図（正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図）や斜視図などを基本とし、必要に応じて、断面図や拡大図を加えます。図面に代わるものとして写真、ひな形あるいは見本による出願も可能です。

なお、必要図は、例えば斜視図や正面図など出願の意匠を最もよく表している図を先頭にすると、第三者にも意匠の理解がしやすくなります。

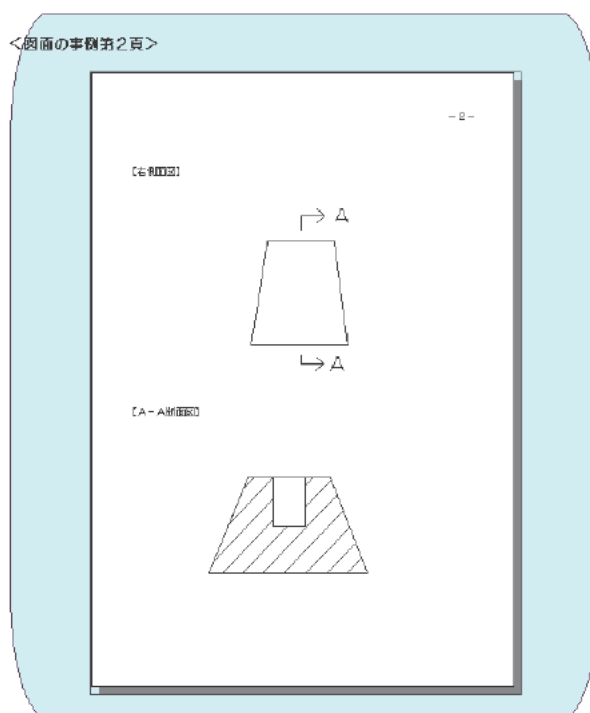
図面に代えて提出するときは【書類名】を次のようにする。

- ① 写真の場合 【書類名】 写真
- ② 見本の場合 【書類名】 見本
- ③ ひな形の場合 【書類名】 ひな形

<図面の事例第1頁>



<図面の事例第2頁>



(3) 意匠登録願（複数）

【書類名】 意匠登録願（複数）
 【整理番号】 ○○○○○○
 【提出日】 令和○○年○○月○○日
 【あて先】 特許庁長官 殿

役職名のみでよく、氏名までは
記入不要です。

【意匠登録出願人】
 【識別番号】 0 1 2 3 4 5 6 7 8
 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
 【氏名又は名称】 意匠株式会社
 【代表者】 創作 花子
 【電話番号】 03（3581）1101

識別番号は、番号が付与されて
いる人のみ記載します。識別番
号の通知を受けていない者は
【識別番号】の欄は設けないで
ください。

【手数料の表示】
 【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6
 【納付金額】 3 2 0 0 0

「16000」に、含まれる意
匠の数を掛けた額を記載しま
す。「円」や3桁ごとの区切り点
(,) は記入しません。

【意匠1】
 【整理番号】 ○○○○○○
 【意匠に係る物品】 ○○○○○○
 【意匠の創作をした者】
 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号 意匠株式会社内
 【氏名】 創作 次郎
 【提出物件の目録】
 【物件名】 図面 1
 【意匠に係る物品の説明】 ○○○○○○
 【意匠の説明】 ○○○○○○

ここに意匠1の図面を記載します。前ページ「(2) 図面」を参照してください。

【意匠2】
 【整理番号】 ○○○○○○
 【意匠に係る物品】 ○○○○○○
 【意匠の創作をした者】
 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号 意匠株式会社内
 【氏名】 創作 次郎
 【提出物件の目録】
 【物件名】 図面 1
 【意匠に係る物品の説明】 ○○○○○○
 【意匠の説明】 ○○○○○○

最大100の意匠を含めることができます。3つ目
以降の意匠は、【意匠3】、【意匠4】・・・とし、それ
ぞれ【整理番号】以下の欄を繰り返し設けます。

ここに意匠2の図面を記載します。前ページ「(2) 図面」を参照してください。

(4) 拒絶理由通知書

拒絶理由通知書	
意匠登録出願の番号	意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
特許庁審査官	〇〇 〇〇
起案日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
意匠登録出願人代理人	〇〇 〇〇
この意匠登録出願については、以下のとおり、登録要件を満たさない理由がありますので、意匠法第19条で準用する特許法第50条の規定に基づき、通知します。 この理由について意見があれば、この通知書を発送した日から40日以内に意見書を提出することができます。なお、意見書の提出があったときには、その内容を考慮した上で、登録の可否について審査いたします。 理 由 この意匠登録出願の意匠は、その出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった下記の意匠に類似するものと認められますので、意匠法第3条第1項第3号に規定する意匠（先行の公知意匠に類似するため、意匠登録を受けることのできない意匠）に該当します。 この意匠登録出願の意匠と下記の意匠を比較すると、ハンドル部の外形状を、正面視水平な横長の略競技用トラック形状とし、その把手部先端近傍に菱形の貫通孔を設けた基本的な構成態様が共通します。 他方、ハンドルの把手部先端の形状が直線的であるかやや丸みを帯びているかが相違しますが、これは意匠全体から見れば細部の相違であり、またいずれの態様も本願出願前よりごく一般的に見られるものですから、これらの相違点が両意匠の類否判断に与える影響は微弱なものと いわざるを得ず、両意匠は類似するものと認められます。 記 特許庁意匠課が1990年 4月27日に受け入れた 月刊パテマルジャーナル 1990年 4月30日 第13頁所載 建具用錠付き取手の意匠 (特許庁意匠課公知資料番号第HA××××××××号) この拒絶理由通知に添付した公知資料の複製物は、特許庁が著作権法の規定により複製したものです。 取扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意ください。 	

(5) 意見書

【書類名】	意見書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁審査官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号
【氏名又は名称】	□□ □□ 株式会社
【代表者】	意匠 創作
【発送番号】	1 2 3 4 5 6
【意見の内容】	審査官は「本願出願以前に頒布されたハンカチの意匠に類似する」と判断されましたが、当該物品分野において最も注意を引く部分である中央に配された擬人化されたキャラクターの形状において、鼻や口の形状に相当の差異があります。このようなキャラクターにおいては、鼻や口などの形状は擬人化された表情の差異として観者に極めて異なる印象を与える要素であり、本願に表された丸状の鼻と引例にある棒状の鼻とでは、全く異なる印象を与えるものです。

拒絶理由通知書等のヘッダ部に記載されている
数字6桁からなる発送番号を記入して下さい。

(6) 手続補正書

【書類名】	手続補正書	「意匠登録願（複数）」に対して提出する場合は、「手続補正書（複数）」と記載してください。
（【提出日】）	令和〇〇年〇〇月〇〇日）	
【あて先】	特許庁長官 殿	
【事件の表示】		
【出願番号】	意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇	
【補正をする者】		
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8	
【住所又は居所】	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号	
【氏名又は名称】	□□ □□ 株式会社	
【代表者】	意匠 創作	
【発送番号】	1 2 3 4 5 6	
【手続補正1】		
【補正対象書類名】	意匠登録願	「意匠登録願（複数）」に対して提出する場合は、「意匠登録願（複数）」と記載してください。また、特定の意匠について補正する場合は、【補正対象書類名】の直下に「【補正対象意匠番号】 意匠〇」のように記載してください。
【補正対象項目名】	意匠に係る物品	
【補正方法】	変更	
【補正の内容】		
【意匠に係る物品】	花瓶	

(7) 特徴記載書

出願人が、出願意匠の創作の特徴について、あらかじめ主張したい場合は、願書とは別に、特徴記載書に記載することができます。

【書類名】	特徴記載書
（【提出日】）	令和〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代表者】	意匠太郎
【意匠の特徴】	本願意匠は、自然動物であるペンギンをモチーフとして創作されているが、頭部においては、くちばしを半球状にふくらませ、目の周囲をデフォルメするなどの造形処理がなされていて、実物のペンギンの頭部の形態をそのまま模したものではない。又、本願意匠の基本構成もペンギン全体のプロポーションから大きく相違し、そのデフォルメに創作があるものである。
【説明図】	
図を挿入	

(8) 意匠登録料納付書

＜設定登録に係る登録料を特許印紙で納付する場合の例＞

【書類名】	意匠登録料納付書	本書を提出する日なるべく記載してください。
（【提出日】	令和 年 月 日 ）	
【あて先】	特許庁長官 殿	出願番号を「意願2023—123456」のように記載してください。
【出願番号】	意願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇	意匠登録出願人の氏名又は名称を正確に記載してください。
【意匠登録出願人】	【氏名又は名称】 □□ □□ 株式会社 【代表者】 意匠 創作	納付者についてそれぞれの項目を記載してください。【識別番号】は特許庁から通知済みの9桁の申請人識別番号を記載してください。法人の場合は【氏名又は名称】の次に【代表者】の欄を設け氏名を記載してください。
【納付者】	【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 【住所又は居所】 〇〇県〇〇市…… 【氏名又は名称】 □□ □□ 株式会社 【代表者】 意匠 創作	
（【秘密にすることを請求する期間】	1 年）	設定登録時に秘密意匠とすることを請求する場合、【納付年分】の欄の前に【意匠を秘密にすることを請求する期間】の欄を設け、「1年」、「24月」のように、3年以内の期間を、年又は月の単位で記載します。（秘密意匠を請求すると登録料とは別に手数料（5,100円）が必要となります。）
【納付年分】	第1年分	
（	円）	意匠の場合、設定登録時には、第1年分の登録料の納付が必要です。複数年分まとめて納付する場合、「第1年分から第何年分」のように記載します。
特 許 印 紙		適正額の特許印紙を貼付し、貼付金額を記載してください。なお、特許印紙には割印等をしないでください。